

京都市告示第 2 1 9 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 2 3 年 8 月 9 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 菅原クリニック	下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 5 7 9 番地の 1 山崎ビル 8 階	平成 23 年 7 月 1 日
池田西洞院クリニック	下京区西洞院仏光寺上る綾西洞院町 7 6 0 番地 西洞院ビル 3 階	平成 23 年 7 月 1 日
医療法人 ますぎクリニック	南区東九条松田町 1 7 番地	平成 23 年 7 月 1 日
医療法人 岡野医院	左京区浄土寺東田町 3 番地の 1	平成 23 年 7 月 1 日
ウラデ整形外科医院	左京区下鴨東半木町 6 7 番地	平成 23 年 7 月 12 日
医療法人 ごとうこどもクリニック	山科区北花山中道町 6 9 番地の 3	平成 23 年 7 月 1 日
米沢歯科医院	中京区西ノ京藤ノ木町 1 番地の 2 2	平成 23 年 7 月 1 日
中村歯科医院	中京区新町通三条上る町頭町 1 1 2 番地 菊三ビル 1 階	平成 23 年 7 月 4 日
宮本歯科医院	中京区丸太町通小川東入横鍛冶町 1 1 0 番地	平成 23 年 7 月 1 日
ひらつか歯科	南区吉祥院西ノ内町 1 2 番地の 2	平成 23 年 7 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
速水歯科医院	左京区二条通新間之町西入石原町 279番地の4	平成23年7月1日
医療法人堀井歯科医院	伏見区醍醐落保町1番地の1	平成23年7月1日
こじか薬局	北区紫野下門前町1番地	平成23年7月1日
よつば薬局	左京区一乗寺里ノ西町11番地 ア ミティエ一乗寺1階	平成23年7月1日
カキノキ薬局東一条店	左京区吉田中阿達町38番地の1	平成23年6月6日
アイセイ薬局 松ヶ崎店	左京区松ヶ崎井出ヶ海道町12番地 の1 ハイツこだま1階	平成23年8月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)